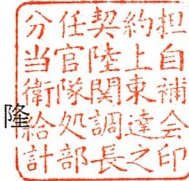

* 公 告 *

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆



一般競争入札の執行について、下記の通り公告する。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 売払請求番号 通電売第5-4号ほか
- (2) 品名 第1ロット：鉄屑ほか4品目（解体条件付）（別紙第1のとおり）
第2ロット：鉄屑ほか6品目（別紙第2のとおり）
第3ロット：廃油（別紙第3のとおり）
- (3) 規格等 品目内訳表のとおり
- (4) 引渡場所 第1ロット：関東補給処通信電子部 茨城県土浦市右廻2410
第2ロット：関東補給処火器車両部ほか 茨城県土浦市右廻2410
第3ロット：関東補給処朝日燃料支処 茨城県稲敷郡阿見町うずら野3丁目47
- (5) 現品引渡完了及び解体期限 第1ロット：代金納付の日から30日以内（令和5年12月21日までに搬出）
第2ロット：代金納付の日から5日以内（令和5年12月8日までに搬出）
第3ロット：代金納付の日から5日以内（令和5年12月8日までに搬出）

2 競争参加資格

令和04・05・06年度、全省庁統一資格の「物品の買受け」「A」、「B」又は「C」に格付の資格を保有し、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書等」については、調達会計部契約課及びホームページ提示（掲載）する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施する。但し、売払物品の確認を希望する業者は令和5年9月4日（月）～令和5年9月6日（水）の1310～1610の間、関東補給処調達会計部契約課と個別調整の上、現地確認を実施することができる。なお、その他の日程での参加は認めない。

説明会に参加する業者は、事前に参加する旨、連絡すること。

また、説明会に参加しない業者の入札の参加は認めない。

入札日時場所：令和5年9月26日（火）10時00分 関東補給処A2多目的室（A庁舎2階）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方法

落札決定方式：ロット毎の総額

7 注意事項

- (1) 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (2) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- (3) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- (4) 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- (5) 入札書の押印は省略できるものとする。

8 問い合わせ先

本書記載事項の問い合わせ

調達会計部契約課契約班 担当 大野

(電話029-842-1211 内線 2236、FAX029-842-1511)

売払の内容に関する問い合わせ

第1ロット：通信電子部 担当 平田 (内線2744)

第2ロット：火器車両部 担当 加藤 (内線2604)

：航空部 担当 門脇 (内線4686)

：誘導武器部 担当 小山 (内線2838)

第3ロット：朝日燃料支処 担当 梅田 (内線3504)

本公告は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 関東補給処調達会計部

陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/honsyo/honsyo.index.html> に掲載。

QRコードから公式サイトにアクセスできます。



9 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。

以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生
手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、
監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、
他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第6
4条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の
会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア
又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 防衛省としては原価計算システムの適正化を確認できない状態にある者でないこと。

(但し、市場価格方式による場合は、除く。)

10 入札の方法

(1) 競争は消費税込みの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の100分の11
0に相当する金額を記載する。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を
切り捨てる。

(2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に入札日、売払請求番号を
朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも入札
日、売払請求番号を記載し、郵便書留等にて入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合
は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その
旨を確実に連絡すること。

11 落札決定方法

(1) 予定価格以上で最高の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額とする。

(3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は令和5年10月3日
(火) 11時00分 関東補給処A2多目的室（A庁舎2階）で行う。

(4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、売払
請求番号を朱書きして封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、売払請求番号を記
載し、郵便書留等にて、再度入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直
近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡
すること。

12 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契
約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収
し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴
収する。

13 入札の無効

(1) 第2項及び第9項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入
札

(2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場
合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

14 契約書の作成

落札業者は落札決定後、遅滞なく陸上自衛隊補給処等用標準契約書等に示す契約書等を作成
するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。

15 契約代金の納入

納入告知書又は口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

第1ロット品目内訳表

(単位:kg)

No.	材質・等級		通電売第5-4号		重量合計	備考
			解体条件付未解体品			
1	鉄屑	級外	1,279.43		1,279.43	
2	真鍮屑	並黄銅	23.77		23.77	
3	アルミ屑	延べガラ	4,420.52		4,420.52	
4	混合屑	雑線	108.14		108.14	銅(下)30%・その他70%
		鉄・非鉄	584.00		584.00	鉄(級外)60%・その他40%
5	未価値品		974.14		974.14	
重量合計			7,390.00		7,390.00	

第2ロット品目内訳表

(単位: kg)

No.	材質・等級	火車壳第5-2号		航壳第5-2号		誘壳第5-4号		重量合計	備考
		解体品	解体品	解体品	解体品	解体品	解体品		
1	特級ゴム付	895.00						895.00	ゴム付層材質内訳 鉄805.50kg・ゴム89.50kg
	特級	39,434.90						39,434.90	
	2級				1,320.00			1,320.00	
	級外	3,985.54		5,280.00	1,824.00			11,089.54	
	被覆線級外	41.60			100.00			141.60	
2	銅屑	6.00						6.00	
3	真鍮屑	232.14						232.14	
4	ゴム付	203.80						203.80	ゴム付層材質内訳 ゴム20.40kg・アルミ183.40kg
	延べガラ	3,466.61		534.00	440.00			4,440.61	
5	鉄・アルミ	3,237.39						3,237.39	鉄80%・アルミ20%
	鉄・銅	375.80						375.80	鉄90%・銅10%
	鉄・その他			5,438.00	573.00			6,011.00	航壳部 鉄25%・アルミ5%・ステンレス11%・その他(プラスチック等)59% 誘導武器部 鉄80%・その他20%
	基盤				168.00			168.00	
	アルミ・その他①				299.00			299.00	アルミ80%・鉄20%
6	アルミ・その他②					75.00		75.00	アルミ90%・ブラ等10%
	アルミ・その他③~⑥					1,345.00		1,345.00	アルミ70%・鉄20%・ブラ等10%
	電池菓屑	1,093.40						1,093.40	
7	未価値	6,435.48						6,435.48	
	重量合計	59,407.66		11,252.00	6,144.00			76,803.66	

第3ロット品目内訳表

(単位:L)

No.	朝日第1号	規格	数量	備考
	品名			
1	廃油	潤滑油系廃油	3,340	
合計			3,340	

<h2 style="margin: 0;">売払要領指定書</h2>	請求番号	通電売第5-4号
	請求年月日	令和5年7月25日
	作成部	通信電子部
	作成年月日	令和5年7月25日

指示事項（解体条件）

1 解体条件付売払物品

解体条件付売払物品（以下、“売払物品”という。）の品名、数量及び材質別重量区分は付紙第1による。

2 解体の条件

2.1 解体場所・引渡・搬出

売払物品の解体場所・引渡は次による。

- (1) 解体場所は、関東補給処通信電子部又は契約相手方の解体実施場所とする。
- (2) 契約相手方への引渡の時期は、契約代金の納付後とする。
- (3) 引渡・搬出は祝日を除く月曜日から金曜日の8時15分から17時00分の間に実施する。
- (4) 引渡の場所は、関東補給処通信電子部とし、地上渡しとする。
- (5) 解体実施場所への搬出は、契約の相手方が実施する。
- (6) 契約締結後速やかに、監督官と日程及び解体場所等の調整を行い、解体実施計画書を作成する。

2.2 解体

売払物品の解体は次による。

- (1) 解体は、契約の相手方が実施し、監督官の立ち合いを受ける。
- (2) 解体は、破壊器材等により、復元できないよう切断、破壊等の処置を行い、売払い物品の本来の機能・性能が発揮又は回復することが出来ない状態にする。
- (3) 関東補給処通信電子部で解体を実施する場合は、騒音・振動・粉塵を発生しない方法で実施すること。尚、実施後は清掃を行なう。
- (4) 解体に伴い発生した廃棄物及び空調機のフロンガスは関係法令に基づき適正に処分を執り行う。

2.3 提出書類

提出書類は表1による。

表1-提出書類

番号	提出書類	部数	提出時期	提出先	様式
1	解体実施計画書	2部	契約締結後速やかに	通信電子部 監督官等	別冊による
2	受領書	2部	売払物品の引渡時		付紙第2
3	解体証明書	2部	解体完了後速やかに		付紙第3
4	解体記録写真	2部			随意
5	フロンガス回収証明書等	1部			随意

続き

2.4 安全管理

契約の相手方は、本契約の履行にあたり安全の確保に万全を期するものとし、官側の保有する施設、器材等に損傷を与えた場合は、直ちに現状に回復させるものとする。

2.5 保全

(1) 契約の相手方は、引渡から解体終了までの間、売払物品の紛失・盗難防止に留意するものとする。

(2) 許可された場所以外への無断立入、撮影は禁止する。

2.6 売払物品の所有権

売払物品の所有権は、2.2(2)に示す解体を完了するまでの間、陸上自衛隊に帰属する。

2.7 その他

本契約の履行にあたり疑義が生じた場合は、監督官等に申し出て指示を受けるものとする。

解体条件付売払物品明細表

* 売払条件は別紙「売払要領指定書」による。

1 材質別重量区分表

番号	品名	材質・等級重量(kg)							空気調和機 数量	本体数量
		鉄屑	真鍮屑	アルミ屑	混合屑		未価値品	重量合計		
		級外	並黄銅	延べガラ	雑線	鉄・非鉄			台	
1	シェルタA(小)	143.30	1.90	368.20	3.60	50.00	83.00	650.00	1	1
2	シェルタB(小)	143.30	1.90	368.20	3.60	50.00	83.00	650.00	1	1
3	シェルタC(小)	236.60	3.80	736.40	7.20	50.00	166.00	1,200.00	2	2
4	シェルタD(中)	17.00	3.30	546.00	37.80	154.00	111.90	870.00	1	1
5	シェルタE(中)	17.00	3.30	546.00	37.80	154.00	111.90	870.00	1	1
6	シェルタF(大)	435.63	5.77	1,119.32	10.94	76.00	252.34	1,900.00	1	1
7	シェルタG(大)	286.60	3.80	736.40	7.20	50.00	166.00	1,250.00	1	1
合計		1,279.43	23.77	4,420.52	108.14	584.00	974.14	7,390.00	8	8
備 考		混合屑(雑線)の比率は銅(下)30%・その他70%								
		混合屑(鉄・非鉄)の比率は鉄(級外)60%・その他40%								

2 寸法

番号	品名	寸法(突起物を含む)			重量(kg)
		高さ(cm)	幅(cm)	奥行(cm)	
1	シェルタA(小)	198	193	330	650.00
2	シェルタB(小)	198	193	330	650.00
3	シェルタC(小)	198	193	266	600.00
4	シェルタD(中)	240	205	240	870.00
5	シェルタE(中)	240	205	240	870.00
6	シェルタF(大)	215	205	445	1,900.00
7	シェルタG(大)	215	205	500	1,250.00
				1台当たり	

解体実施計画書
(通信電子部売却物品)

株式会社○○○○○

1 目的

本解体実施計画書は、「通信電子部不用決定売払物品の解体」に関する実施要領等を明確にすることを目的とする。

2 適用範囲

本解体実施計画書は、解体条件付売払物品の引渡から、解体の終了までの作業に適用する。

3 実施要領

売払要領指定書その他、付表「作業チェックリスト及び工程表」に記載した要領で実施する。

4 搬出

- (1) 実施日数 : ○○日
- (2) 実施事業者 : 株式会社○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
- (3) 担当者 : ○○ ○○
- (4) 連絡先 : ○○○○－(○○)－○○○○
- (5) 運搬車両台数 : ○台
- (6) 搬入場所までの経路 : 霞ヶ浦駐屯地～県道○○号～○○交差点～国道○号～搬入場所

5 解体

- (1) 実施日数 : ○○日
- (2) 実施場所 : 株式会社○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
- (3) 実施要領 : ○○○○ (破壊器材名称) を使用して切断 (溶断、破碎、圧壊等)
- (4) 実施事業者 : 株式会社○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
- (5) 担当者 : ○○ ○○
- (6) 連絡先 : ○○○○－(○○)－○○○○

6 終了報告

解体実施後速やかに提出書類を通信電子部保管分類課回収分類班に提出し終了を報告する。
尚、処分は関係法令に基づき適正に執り行う。

作業チェックリスト及び工程表

1 作業チェックリスト

工程	留意事項	安全管理
搬出 ・積載 ・運搬 ・荷卸	転倒防止 落下防止 紛失防止	確実な作業動作 安全確認の励行 作業に適した服装及び保護具着用
解体	適正な解体の実施 各種法令に基づく処分の実施	—

2 全体工程表

工程 / 日数	○日	○日	○日	○日
代金納入後作業準備	←→			
引渡・搬出		←→		
解体			←→	
終了報告書類作成・提出				←→

3 搬出・解体作業工程表

日数	○日
作業対象物品	○○○○○○ (品名) ○台
搬出車両台数	○○台
予定時間	作業内容
0815 ~ 0915	積載準備 ○○○○○○ (品名) ○台
0915 ~ 0945	積載 △△△△△△ (品名) △台
0945	搬出車両 駐屯地出発
1045	搬出車両 解体場所○○到着
1045 ~ 1145	荷卸
1300 ~ 1400	解体 △△△△△△ (品名) △台

令和5年〇〇月〇〇日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 殿

会社名 株式会社〇〇〇〇〇
代表者名 〇 〇 〇 〇

印

下記のとおり、解体処分を完了した事を報告します。

記

- 1 売払請求番号
通電売第5-
- 2 解体実施会社名及び所在地
株式会社〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
- 3 解体処分品の名称及び数量
シェルタ8台
- 4 解体作業実施日
令和5年〇〇月〇〇日～令和5年〇〇月〇〇日
- 5 立会者
関東補給処通信電子部 階級・氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

入 札 書
(第1ロット)

金額 ¥

(消費税額を含む)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
鉄屑ほか4品目(解体条件付)		ST	1		
以 下 余 白					
引渡場所	関東補給処 通信電子部		引渡期限	令和5年12月21日	
入札(契約)保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年9月26日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

(注)押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

入 札 書

(第2ロット)

金額 ￥ (消費税額を含む)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
鉄屑ほか6品目		ST	1		
以 下 余 白					
引渡場所	関東補給処 火器車両部ほか		引渡期限	令和5年12月8日	
入札(契約)保証金	免除		入札書有効期間	/	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年9月26日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注)押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

入 札 書

(第3ロット)

金額 ￥

(消費税額を含む)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
廃油		ST	1		
以 下 余 白					
引渡場所	関東補給処 朝日燃料支処		引渡期限	令和5年12月8日	
入札(契約)保証金	免除	入札書有効期間		/	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。
 また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年9月26日

分任契約担当官
 陸上自衛隊関東補給処
 調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名
 担 当 者 名
 連 絡 先

(注)押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

委 任 状 (入札等)

陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、
を代理人と定め、下記権限を委任します。
なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

⑩

受任者

⑩

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。